

ラック倉庫の取扱い1

(関係条文) 法 27 条・法 36 条  
令 2 条・令 112 条

1、ラック倉庫（立体自動倉庫）の取扱い

第 1 階数の算定について

当該部分の階は 1 とする

第 2 床面積の算定について

1 建築基準法（以下「法」という。）第 3 章（第 5 節を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計の算定については、当該部分の高さ 5 メートルごとに床があるものとして算定する。

2 前項以外の場合の当該部分の床面積の合計の算定については、当該部分の階数を 1 として算定する。

第 3 形態による構造制限

本建築物の構造は、当該部分の軒高さ及び床面積の合計（第 2 第 2 項の規定による。）に応じて、次の表による。ただし、軒高が 10 メートルを超えるもので、法第 2 条第 9 号の三口に該当する準耐火建築物（令第 109 条の 3 第一号に掲げる技術的基準に適合するものに限る）とするものあつては、当該部分の外周に配置される主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。

		当該部分の高さ（単位：m）		
		10 未満	10 以上 15 未満	15 以上
当該部分の床面積の合計 （単位㎡）	500 未満	———	耐火建築物又は法第 2 条九号の三口に該当する準耐火建築物  耐火建築物又は法第 2 条九号の三口に該当する準耐火建築物（令第 109 の 3 第一号に掲げるものに限る）	
	500 以上 1000 未満	耐火建築物又は法第 2 条九号の三口に該当する準耐火建築物		
	1000 以上 1500 未満			
	1500 以上			

第 4 危険物の収納の禁止について

当該部分には建築基準法施行令（以下「令」という）第 116 条の表に指定する数量以上の危険物を収納することができない。

備考 第 41 回全国幹事行政庁会議

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01